

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者」に改める。

第6条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に、「の法第19条第2号」を「の同条第2号」に、「利用することが」を「利用」に改め、同条第5項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加える。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)」により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第2項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に改め、同条第3項中「)」と、「法第19条第1号に掲げる」を「)」と、「同号に掲げる」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同条第1号」に改め、同条第3項中「「法第19条第1号に」を「「同号に」に、「法第19条第1号又は」を「同条第1号又は」に、「総数」と、」を「総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」に改める。

第3章の章名中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者」に改める。

第37条第2項中「、共済組合等」の次に「(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)」を、「共済組合等の構成員」の次に「(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)」を加える。

第39条第2項中「の法第19条第3号」を「の同号」に改め、同条第3項中「同項に規定する」を「前項の」に改める。

第42条第4項第1号中「事務所」を「事業所」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第４６条中「次に」を「次の各号に」に改める。

第５１条第３項中「法第１９条第１号又は第３号」を「同号又は同条第３号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と」を加える。

第５２条第２項中「法第１９条第３号」を「同条第３号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。